

江戸川区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十月江戸川区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「議員」を「議会の議長、副議長、委員会の委員長、副委員長（以下「議長等」という。）及び議員」に改める。

第三条中「報酬は、その職についた当月分から、」を「議長等及び議員の報酬は、その職に就いた日から」に改める。

第四条の見出しを「（退職等の場合の報酬の支給方法）」に改め、同条中「議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分」を「議長等及び議員がその職を離れたときはその日まで報酬を支給する。ただし、死亡したときはその日の属する月分」に改める。

第五条を次のように改める。

（報酬の日割りによる支給方法等）

第五条 前二条の規定により報酬を日割支給する場合（死亡したときを除く。）は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

2 前二条及び前項の規定により報酬を支給する場合であつて、議長等及び議員がその職に就いた日、又はその職を離れた日に二つ以上の職を有する場合の報酬の額が同じときはその額を、その額に差があるときはその多い方の額によるものとする。

第六条第一項中「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）」を「休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日という。以下本条において同じ。）」に改め、同条第二項中「議員がその職を離れたときは、前項の」を「第四条に規定する場合にあつては、」に改める。

第七条第一項中「助役相当額」を「江戸川区長、助役、収入役の給料等に関する条例（昭和二十六年四月江戸川区条例第四号。以下「区長等の給与条例」という。）の規定により助役が受けるべき額に相当する額」に、「区長相当額」を「区長等の給与条例の規定により区長が受けるべき額に相当する額」に改め、同条第二項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「前項の規定にかかわらず、日額旅費を支給する。日額旅費の額は、六千円とする」を「費用弁償として一日につき六千円を支給する」に改める。

第八条第一項中「議員」を「議長等及び議員」に、「期末手当を支給する」を「それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前一月以内に、退職、失職又は死亡した議員（当該基準

日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする」に改め、同条第二項中「基準日現在において、」を「前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における」に改め、「の在職期間」の下に「の区分」を加え、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、「任期満了等により」を削る。

付 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（説明）

議員の報酬の支給方法を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。